## 国立市は 今までも これからも

# 人権・平和の考え方を大切にした まちづくりを推進します

その基本的な考え方をまとめた

『国立市人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針』 と第定しました



人種・皮膚の色・民族・国籍・信条・性別・性的指向・性自認・しょうがい・ 疾病・職業・年齢・被差別部落出身・その他経歴等にかかわらず、 一人ひとりがかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重

単に戦争や紛争がないということだけではなく、すべての人の基本的な権利が保障されていることです。貧困・飢餓・抑圧・搾取等の社会構造的な困難がなく、地域のなかに人権侵害を許さないという意識と、協力や対話といった行動が存在する状態を意味しています。

される権利です。



これらは、市の条例に記しています。 ぜひ条例も読んでみてください。

## 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」

国立市 人権 条例

検索.

【平成31 (2019) 年4月からスタート】

#### この基本条例では、

<u>人権・平和のまちづくりを推進するための基本となる</u> 方針をつくるとされています。

審議会からの答申\*1やパブリックコメント\*2の結果 を踏まえ検討を進め、この度策定しました。

※1 「国立市人権・平和のまちづくり審議会」による令和5 (2023) 年6月答申。 ※2 令和5 (2023) 年10月に実施。





国立市

市民の人権・平和意識や 不当な差別等の実態に関する 調査を実施します。 市のあらゆる条例・ 計画等の考え方の根幹と なる条例です。 一人ひとりの 人権を尊重するために、 互いの多様性を認め合うことが 平和なまちづくりにつながる との考えから、条例の名称に 「人権」「多様性」「平和」を 謳っています。

条例の理念を具現化する ための「基本方針」を市民と ともに定めます。

## 基本条例の 特徴

ソーシャル・ インクルージョン\*\* を理念としています。 \*\*全ての人を社会の一員として 包み支え合い共に生きる という理念です。

「国立市人権・平和の まちづくり審議会」を 設置します。

市長の使命を規定しています。 市長は、市の施策を決定する ときには、ソーシャル・インク ルージョンの理念の下、人権・ 平和のまちづくりの推進を 基礎として判断します。 不当な差別及び 暴力の禁止を規定 しています。

## 「基本方針」って、どんなもの?

市の全ての施策においてその根底に基本的な考え方として位置付くもので、 市政において具現化することを趣旨として策定しました。

## 国立市第5期基本構想

まちづくりの基本理念…「人間を大切にする」

## 市民の福祉の増進

市、市民、関係行政機関、事業者等の連携のもと
人権・平和のまちづくり

各条例

各計画等

個別施策

基本条例・基本方針の考え方を根底において全ての施策を実施

### 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

→不当な差別及び暴力の禁止(第3条)/基本方針の策定(第9条) 推進計画の策定(第10条)など



### 国の法律や都の条例等

男女共同参画社会基本法、障害者差別解消法、 ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法 など



#### 国際的な視点や基準

世界人権宣言、人権に関する国連勧告など

## 人権・平和のまちづくりの理念

意識的か否か、あるいは意図的か否かに関わらず、 様々な人権侵害、差別や偏見が今もなお身近で起きており、 誰もが被害・加害の当事者性を有していることの認識

国内外を問わず、様々な場面において、現に社会的不平等が 今も存在しています。

それは、私たちと無関係の世界で起きていることではなく、 ごく身近で起きていることもあります。

人権について学び考え行動することが重要で、行政による不断の取組が不可欠です。

「今の時代は差別がない」 「自分は差別しないから大丈夫」 ではなく、

「差別はある」という前提に立つこと が大事です

## 基本条例が示す恒久的な理念を、市職員が一丸となって 地域全体で推進

ソーシャル・インクルージョンの理念の下、全ての市職員が 一丸となって、市長のリーダーシップの下で人権・平和のま ちづくりの推進に<u>市民や事業者等と共に取り組みます。</u> 「人権や平和の話は自分には関係ない」 ではなく、

職員一人一人が自分事として捉え、 自らの仕事と照らし合わせて考え 行動することが大事です

# この2つの理念の下で4つの目指す「まち」

#### ソーシャル・インクルージョンを 基本にした共生のまち

これまで市が市民とともに積み重ねてきた歴史である「人間を大切にする」まちづくりは、まさに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うことです。地域社会(市・市民・事業者等)が一丸となったソーシャル・インクルージョンのまちを目指します。

## 様々な当事者の意見を踏まえ、 対話を通じて相互理解を深めるまち

人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性 的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、 被差別部落出身その他の経歴など、様々な属性の 人の意見を大切にし、対話を通じて相互理解を深 めるまちを目指します。

## 相互理解と協力により 平和を希求するまち

多様な人々による日常の中での相互理解と協力により、「平和」(単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や抑圧等の社会構造的な困難がなく、人々の間に不当な差別や暴力を容認しない意識と、他者への共感や互いの協力、対話といった行動が存在している状態を意味する)を希求するまちを目指します。

#### 人権・平和について絶えず学び、深め、 次世代に伝えるまち

人権・平和の考え方は、時代と共に変化することから、一人一人が人権・平和について絶えず学び、知識と理解を深め、そしてそれを他者や次世代へ継承する努力をすることが重要です。これらの取組を積み重ねることにより、持続可能な人権・平和のまちを目指します。

これらは、一過性の取組では実現できません。 市が市民や事業者等とともに協力と対話を積み重ねることが重要です。

## 人権教育・啓発

#### 全世代を対象とした人権教育・啓発の積極的推進及び特に若い世代に対する取組の強化

- ◎人権課題は、時代とともに常に変化していて、今現在「当たり前」「普通」と多くの人に思われている ことでも、数年後にどのような課題となっているかわかりません。
  - →私たちは、人権について学び続ける必要があります
- ◆全ての世代の人を対象として、様々な人権課題についての教育・啓発を積極的に推進します。その際、 多様な手法(講演会やポスター展示等のほか、市の人権問題に関する歴史や取組、国内外の人権状況 等を学んだり人々が集って交流できる機能)を検討します。
- ◆特に、子どもや若い世代への取組を強化します。

#### 関係機関・団体等との連携強化による人権教育・啓発の推進

◆各種支援団体、学校、人権擁護委員など様々な機関·団体等と連携し、より広い視点での取組を推進します。

## 人権救済及び相談支援の体制

#### 迅速かつ被害者に寄り添った人権救済

- ◎人権侵害を受けた方が一日も早く不安のない日常生活を取り戻すことができるよう、速やかな対応が 必要です。
- ◆現に発生している人権侵害行為の停止等の対応や再発防止に加え、他自治体で制度化されているよう な加害者関与の在り方(公表や罰則等)について、市の実態等を踏まえ検討します。
- ◆人権侵害の表れ様は様々であることから、複合的な差別(人種、ジェンダーなど様々な差別の軸とその相互作用)の視点も踏まえ、個々の状況に寄り添って対応します。
- ◆SNS等インターネットにおける誹謗中傷について、定期的な監視・対応(モニタリング)を行うなどの取組を推進します。

#### 相談支援の更なる充実

- ◎相談支援を希望する方が、迅速かつ安心して支援を受けられる体制の構築が必要です。 また、複数要因にまたがる相談や包括的な支援が必要な相談への対応が求められます。
- ◆人権に関する相談窓口の在り方(ワンストップで対応できる相談窓口や専門知識と豊富な相談支援経験を有する相談員の配置等)について今後検討します。
- ◆電話やメールに加え、SNSの活用の検討も行い、様々な入口のある相談体制を構築します。

## 人権に配慮した環境整備

#### 人権の視点を踏まえた様々な環境の整備

- ◎誰もが安心して地域社会で平穏な日常生活を送ることができる環境の整備が必要であり、身の回りの 様々な環境を人権尊重の視点であらためて捉えることが重要です。
- ◆悩みを共有できたり、生きがいを持つことができたりする地域コミュニティの創出や、地域社会で共 に就労し喜びを感じることができる取組を推進します。
- ◆バリアフリー・ユニバーサルデザイン化や、一人一人がその子らしくいられる教育の実現を目指した 取組、災害時における人権尊重のための取組を推進します。

#### ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進

- ◎国際的にみて、日本のジェンダー格差は大きい状況です。性別に起因した格差は、人権上の様々な課題をより複雑化する原因や、課題の背景となっている場合も少なくないことから、ジェンダー平等に向けた意識啓発や支援の充実が必要です。
- ◆くにたち男女平等参画ステーション(通称「パラソル」)において、固定的性別役割意識の解消や性的マイノリティへの理解促進に関する啓発活動・相談支援等に取り組みます。
- ◆市の職員配置や附属機関委員の登用における女性活躍を推進します(ポジティブアクション)。

## 平和施策の推進

### 人権が尊重される日々の連続こそが日常の平和

### 市民文化として地域社会に根付かせるための取組が必要です

■戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承

戦後78年が経過し、戦争を体験された世代の方々が年々減少するなか、国内外では依然として 日常の平和が危惧される状況が続いています。

#### 市の取組



#### 平成27 (2015) 年~

広島・長崎原爆の体験者\* の体験と平和への思いを語 り継ぐ伝承者を養成

#### 平成29 (2017) 年~

東京大空襲の体験者\*の体験と平和への思いを語り継ぐ伝承者を養成



講話の様子

※市内在住の方

◆引き続き、伝承活動の本質を踏まえた活動の推進

#### 市が考える伝承活動の本質

当時の直接的な戦争・原爆体験をしていない伝承者が、体験者の体験と平和への思いを次世代に語り継ぐ行為は、文献や歴史書等で示される客観的事実や数には表れない、まさにその時、その人やその人を囲む多様な一人一人が(人格を持つ一人一人が)、そこに生きていた(生活していた)こと、戦争や原爆によってその生活が破壊されたこと、二度と同じ過ち繰り返してはいけないということを、一人の体験者の思いとそれを伝承する伝承者の思いを人から人へ伝承していく中で伝えること。

## ●様々な団体等との平和交流

- ◆子どもたちの平和学習の推進(広島・長崎との交流等)
- ◆平和文化の振興(平和首長会議など関係機関・団体等との連携)

#### 平和文化の振興

市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動するという、より根源的な「平和文化」を市民に根付かせ、平和意識を醸成すること。(「PXビジョン」及び「平和首長会議行動計画(2021年-2025年)」(令和3(2021)年7月平和首長会議策定)より)

#### 平和首長会議

世界166か国・地域8,374都市(令和6(2024)年3月1日時点)が加盟。 国立市は平成22(2010)年に加盟。 令和5(2023)年には、東京都多摩地域の連携を一層推進するためのネットワークを形成し「平和宣言」を発出。



子どもたちの平和学習

## 4 推進体制

#### 組織内の推進体制

職員の役職に応じた人権・平和に関する会議体を設けるなど、各部署が 一丸となった推進体制の構築

人権擁護委員\*との一層の連携強化

※裏表紙の下部を参照

### 職員の人権意識向上

様々な研修の充実による職員の人権意識の向上

高い人権意識の下で人権・平和のまちづくりへ職員自ら参画

### 国立市人権・平和のまちづくり審議会の設置及び審議

- ◆人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための市長の附属機関。 学識経験者、人権に関する団体の代表者等、平和に関する団体の代表者等、市民のうちから委嘱 (任期2年)。
- ◆市長の諮問に応じて、必要事項を調査・審議しその結果を市長に答申。

## 人権に関する相談窓口

#### 不当な差別、嫌がらせを受けている等、どこに相談したらいいかわからず、 国立市 お困りの場合ご利用ください。人権擁護委員が相談をお受けします。 人権擁護委員に • 実施日:毎月第1金曜日(祝日·年末年始は除く) よる相談 ・実施時間:午前10時から正午 ※お一人につき60分(事前予約制) • 電話: 042-576-2111 (内線178) (まちの振興課市民相談コーナー) 性的指向、性自認など性別に関する相談を、専門相談員がご本人やそのご 国立市 家族などからお受けします。 SOGI (ソジ) ・実施日:毎月第4日曜日、第2火曜日(年末年始は除く) 相談 • 実施時間:第4日曜日 午後2時~午後4時 第2火曜日 午後4時~午後6時 ※いずれもお一人50分 電話: 042-501-6990 (くにたち男女平等参画ステーション・パラソル) 子どもの人権オンブズマンは、子どもの権利を守り、助けるための公的機関 国立市 です。学校のこと、友だちのこと、家族のこと、自分のこと、どんなことで も相談できます。相談は、無料電話、メール、手紙、来所等でお受けします。 実施日:平日(祝日・年末年始を除く) 子どもの人権 • 実施時間:午前8時30分~午後5時 オンブズマン ・電話(フリーダイヤル): 0120-70-7830 • Eメール: sec ombudsman@city.kunitachi.lg.jp ・手紙:〒186-8501 子どもオンブズマン宛て(郵便番号だけで届きます) ·来所:国立市役所 北庁舎27番 差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付 法務局 けています。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局につながり、 みんなの人権 法務局職員又は人権擁護委員が相談をお受けします。 110番 • 実施日:平日 • 実施時間:午前8時30分~午後5時15分 • 電話: 0570-003-110 (全国共通人権相談ダイヤル) SNS (LINE) 東京法務局では、SNS(LINE)による -LINEアプリから 「友だち追加」してね 人権相談も受け付けています。 人権相談

そのほか市では、犯罪被害に見舞われた場合の相談などもお受けしています。 人権に関するご相談で、どこに相談すべきか迷われる場合は、市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係へご相談ください。

## 人権擁護委員のご紹介

人権擁護委員法に基づき、人権相談 を受けたり人権の考えを広めたりす る活動をしている民間の方々です。 全国で約14,000人が法務大臣から 委嘱されており、市では現在5名の 方が活動されています。

▲市内の小学校で「人権の ▲人権メッセージ(小学生)、▲市内学校での人権教室や 花」活動の実施



人権作文(中学生)の実施 及び表彰・展示



市職員向け人権研修の 実施

行 令和6 (2024) 年3月 発

企画・編集 国立市政策経営部市長室 平和・人権・ダイバーシティ推進係

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1 電話042-576-2111 (内線229.256)